

警備業務の概要

- ✓ 財務省の財務局等（注1）は、管理する合同庁舎等の安全確保等を目的として、仕様書等で定める警備ポスト（注2）に警備員を配置することによる監視業務、庁舎警備業務等（**警備業務**）を、一般競争入札により、事業者に請け負わせるなどして実施（注1）財務局のほか、財務支局、財務事務所及び出張所を含む（注2）警備員の配置場所
- ✓ 警備業務の中には、仕様書等において24時間体制の業務を要求しているものがあり、契約相手方は、警備員に休憩及び仮眠のための時間を与えた上で警備業務を実施

検査の結果

- ✓ 21財務局等の契約34件において、休憩等の時間帯に係る警備体制（注3）が仕様書等で**不明確**
（注3）警備員が休憩等をとっている時間帯に係る当該警備員の警備ポストにおける警備業務の実施体制
<公正性が確保されておらず、競争の利益の享受が不十分な事態>
- ✓ 3財務局等の契約4件（支払額計**4億5438万円**）で、応札者等の半数以上が、求められている警備体制を財務局等の想定と異なり、休憩等をとっている警備員の代わりに必ず他の警備員を警備ポストに配置する体制（代替要員型）（注4）と認識して入札に参加（財務局等が想定した警備体制が仕様書等で明確であれば、**より低い金額**での応札が可能）
（注4）仕様書等で要求されている警備ポスト数よりも多くの人員を必要とするため、一般に他の警備体制に比べて費用が高くなる
<想定した警備体制が執られていないなどの事態>
- ✓ 11財務局等の契約17件に係る休憩等の時間帯のうち149,450時間（支払額相当額計**2億6490万円**）について、財務局等が想定した警備体制が**執られておらず**、また、警備業務が適切に実施されたか**確認できていない**状況

当局の処置

財務本省は、令和8年3月に財務局等に対して事務連絡を発して、次の事項を周知徹底

- ✓ 休憩等の時間帯に係る警備体制を改めて**検討**すること
- ✓ 休憩等の時間帯に係る警備体制や実施すべき業務内容の詳細等に関することなどを仕様書等で**具体的に定めて明確**にすること
- ✓ 検収等に当たり、休憩等の時間帯に係る警備体制が適切に確保され、警備業務が適切に実施されているかなどについて、警備業務の**実態を把握**するなどして**確認**すること

警備業務の概要

- 財務省の財務局等（注1）は、管理する合同庁舎等の安全確保等を目的として、仕様書等で定める警備ポスト（注2）に警備員を配置することによる監視業務、庁舎警備業務等（警備業務）を、一般競争入札により、事業者に請け負わせるなどして実施
（注1）財務局のほか、財務支局、財務事務所及び出張所を含む （注2）警備員の配置場所
- 警備業務の中には、仕様書等において24時間体制の業務を要求しているものがあり、契約相手方は、警備員に休憩及び仮眠のための時間を与えた上で警備業務を実施



検査の結果

- 26財務局等における令和4、5両年度に支払があった警備業務契約44件（支払額計36億1802万円）を検査したところ、21財務局等の契約34件において、警備員の休憩等の時間帯に係る警備体制（注3）が仕様書等に全く記載されていないなど**不明確**
（注3）警備員が休憩等をとっている時間帯に係る当該警備員の警備ポストにおける警備業務の実施体制

公正性が確保されておらず、競争の利益の享受が不十分な事態

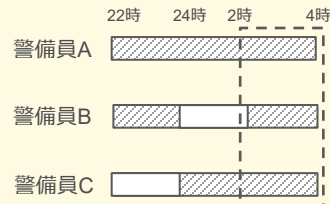
- 応札者等における警備体制の認識を確認したところ…

3財務局等の契約4件（支払額計**4億5438万円**）で、応札者等の半数以上が、求められている警備体制を「代替要員型」（右図参照）と認識して入札に参加
（財務局等が想定した警備体制が仕様書等で明確であれば、**より低い金額**での応札が可能）
⇒ 契約手続の**公正性が確保されておらず、競争の利益の享受が不十分**

<代替要員型の例>

休憩等をとっている警備員の代わりに必ず他の警備員を警備ポストに配置する警備体制

■：業務時間 □：休憩等



仕様書等で要求されている警備ポスト数(2か所)より多くの人員(3名)が必要
⇒ 一般に他の警備体制に比べて費用が高くなる

想定した警備体制が執られていないなどの事態

- 警備体制の実態等を確認したところ…

- 11財務局等の契約17件に係る休憩等の時間帯のうち計149,450時間は、財務局等が想定した警備体制が**執られていない**状況（支払額相当額計**2億6490万円**）
- 上記の契約の検収に当たり、警備業務の実態の把握が不十分で、警備業務の適切な実施が仕様書等に基づき**確認できていない**状況

当局の処置

財務本省は、8年3月に財務局等に対して事務連絡を発して、次の事項を周知徹底

- ・ 休憩等の時間帯に係る警備体制を改めて**検討**すること
- ・ 休憩等の時間帯に係る警備体制や実施すべき業務内容の詳細等に関する事などを仕様書等で**具体的に定めて明確**にすること
- ・ 検収等に当たり、休憩等の時間帯に係る警備体制が適切に確保され、警備業務が適切に実施されているかなどについて、警備業務の**実態を把握**するなどして**確認**すること